

宇和島市における SDGs の推進に係る 食品ロス削減及び特産品の PR 向けた連携協定書

宇和島市（以下「甲」という。）、株式会社クラダシ（以下「乙」という。）及び株式会社愛媛銀行（以下「丙」という。）は、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に資するため、宇和島市内の食品ロス削減及び特産品の PR 向けた連携（以下「本連携事業」という。）について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が相互の資源を活かし、食品ロス削減に対する意識の向上に加え、担い手不足による未収穫产品等の解消及び食品ロス削減に向けた消費行動への変容を促すこと及び宇和島市の特産品 PR と地域活性化の推進を目的とする。

（協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次の事項について相互協力をを行う。

- (1) 本連携事業に関する周知・広報
- (2) 乙が運営するソーシャルグッドマーケット「Kuradashi」及び関連事業の事業者に向けた普及啓発活動
- (3) 学生が一次産品の収穫等の支援を行う社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」の実施
- (4) 宇和島市の特産品 PR 及び地域活性化に向けた取組
- (5) その他甲乙丙間で協議して定める事項

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から当該年度の末日までとする。ただし、当該期間満了の1か月前までに甲、乙又は丙から書面による解除の申出がないときは、本協定と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

（甲乙丙の役割分担）

第4条 本連携事業の実施にあたり、甲、乙及び丙の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 甲の役割
 - ア 甲のホームページ、SNS その他の広報物、イベント等での情報発信
 - イ 本連携事業に関連する事業者への情報提供
 - ウ 乙が主催する社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」の運営サポート
- (2) 乙の役割
 - ア 甲の行政区域内における「クラダシチャレンジ」の実績資料の提供
 - イ 甲が作成するホームページ、SNS その他広報物に使用するデータ等の提供及び本連携事業に関する事業者に対する広報並びに普及啓発活動
 - ウ 社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」の企画・運営
 - エ 「Kuradashi」を通じ、宇和島市の特産品を PR
- (3) 丙の役割
 - ア 乙が主催する社会貢献型インターンシップ「クラダシチャレンジ」の運営に対する地域情報の提供及びその他企業・学校等の仲介支援
 - イ 宇和島市の特産品 PR 及び地域活性化の推進
 - ウ 「クラダシチャレンジ」に携わる関係者への金融リテラシーの情報提供

（費用負担）

第5条 前条の役割を実施するための負担は、甲乙丙それぞれが負うものとする。ただし、甲乙丙の役割分担以外で、本連携事業を行う上でいずれか二者以上に共通する事項があることが判明した場合には、甲乙丙が別途協議して役割分担及び費用負担の割合を決定するものとする。

（第三者との類似の事業等）

第6条 本協定の締結は、甲、乙又は丙が本協定に定める各規定を遵守する限りにおいて、第三者との間で本連携事業と同様又は類似の事業等を行うことを妨げるものではない。

（禁止事項及び賠償責任）

第7条 乙が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること。
 - (2) 政治活動又は宗教活動を伴うこと。
 - (3) 企業の利益誘導のみに利用すること。
- 2 乙が取組を行ったことにより事故又は問題が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲又は丙に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

（協定の変更及び解除）

第8条 甲、乙又は丙のいずれかが本協定の内容の変更又は解約を申し出たときは、本協定の変更又は解約について、当事者間で協議を行うものとする。

2 甲、乙又は丙は、相手方が法令又は本協定の趣旨に反すると認めた場合には、催告後本協定を解除することができる。

3 甲、乙又は丙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下、この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本協定を解除することができる。この場合において、解除した者が解除

により損害を被った場合は、帰責当事者に対して賠償請求することができ、帰責当事者が解除により被害を被つても、その賠償の責に任じない。

(1) 暴力団、暴力団関係企業又は団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。

(2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員でなくなってから5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員等、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。

(3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。

(4) 第1号又は第2号に該当するものであることを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。

(5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。

(6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

(7) 役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

(8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

4 第1項又は第2項による本協定の解除に伴い、乙又は丙に生じた損害に関しては、解除が甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙又は丙は甲に賠償の請求を行わない。

5 甲、乙又は丙は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合には、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

（著作権）

第9条 本連携事業に係る画像等作成物は、本連携事業の目的に支障がない限り、甲、乙、丙ともに広報等において無償で利用できるものとし、その利用を妨げないものとする。

（守秘義務）

第10条 甲、乙及び丙は、第2条の相互協力により相手方から提出された情報を相手方の事前の承諾なく第三者に提供し、開示し、又は漏洩し、若しくは第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。

（個人情報の保護）

第11条 甲、乙及び丙は、個人情報の保護に関する法令を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を取り扱わなければならない。

（関係法令上の責任）

第12条 甲、乙及び丙は、本協定の履行に関し、関係する各種法令等を遵守するものとする。

（協議）

第13条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲、乙、丙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙が署名の上、各1通を保有する。

令和5年9月6日

甲 愛媛県宇和島市曙町1番地
宇和島市長

岡原文彦

乙 東京都品川区上大崎3丁目2番1号 目黒センタービル5F
株式会社クラダシ 代表取締役社長

菊藤亮也

丙 愛媛県松山市勝山町2丁目1番地
株式会社愛媛銀行 専務取締役

豊田洋光